

TOYAMA Free Wi-Fi 普及に向けた周知広報の取り組み（報告）

1 県ホームページへの掲載について

- (1) 「TOYAMA Free Wi-Fi」の概要および、整備済み箇所等を記載した地図を作成し、県情報政策課のホームページに掲載しました。
- (2) 外国語に対応したホームページについては現在作成中です。

2 共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」の使用申請について

- (1) 外国人旅行者へ公衆無線 LAN である、TOYAMA Free Wi-Fi が利用できる場所の周知を目的として、「Japan. Free Wi-Fi」の使用申請を行いました。

シンボルマークの使用承認後、観光庁が開設している訪日外国人旅行者向けウェブサイト (URL : <http://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/eng/index.php>) に掲載されます。

【参考】

「Japan. Free Wi-Fi」は、総務省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者向けの無料公衆無線 LAN 環境の整備促進、利用場所の周知、利用円滑化に向けた各種取組を推進するため、昨年 8 月に「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を設置し、共通シンボルマークとして導入したものです。

共通シンボルマーク掲出基準は①無料で利用できること。②訪日外国人旅行者が容易に利用できること。なお、初期画面や同意画面がある場合は、多言語による案内があること、の 2 点である。

- (2) 「Japan. Free Wi-Fi」のステッカーデザインについて、会員各位に意見照会を行いました。特にご意見がありませんでしたので、背景を透明にしたフルカラー版を大小 2 種類（大：60mm×200mm、小：30mm×100mm）作成します。

(小サイズ実寸大)



3 その他

外国人が多い観光地等のうち、TOYAMA Free Wi-Fi 整備済み箇所については、年度内に外国語対応済みのチラシを作成し、配布する予定です。

会員各位におかれましても、広報媒体の活用や、県ホームページへのリンク設定等による周知広報の取り組みに、積極的なご協力をお願いいたします。